

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

〈業務量の調整〉

- ・ 時間外労働が発生しないような業務量の調整
- ・ 患者数ならびに重症度に応じ看護職員数を配置し、負担軽減を図っています。
- ・ 記録業務を簡潔に行えるように電子カルテシステムの導入を検討しています。

〈看護職員と他職種との業務分担〉

- ・ 薬剤師
- ・ リハビリ職種（理学療法士、作業療法士）
- ・ 臨床検査技師
- その他（職種：病棟クラーク）

〈看護補助者の配置〉

- ・ 主として事務的業務を行う看護補助者を配置しています。
- ・ 看護補助者を夜間配置しています。

〈短時間正規雇用の看護職員の活用〉

- ・ 育児・介護休業に関する内規を定め、育児・介護休業等規定に（育児短時間勤務）の体制を整備、活用しています。

〈多様な勤務形態の導入〉

- ・ パートタイムでの看護要員を採用しています。
- ・ 有休休暇については、半日・時間単位（2時間単位）の取得も認めています。
- ・ 毎年1回、異動希望書に他部署（病棟）への異動を希望する部署を記載し、配置転換を行っています。

〈妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮〉

- ・ 育児・介護休業等に関する内規に（深夜業の制限）を定め、夜勤の減免制度を導入しています。
- ・ 育児・介護休業等に関する内規に（所定外労働の免除）を定め、休日勤務の制限制度を導入しています。
- ・ 育児・介護休業等に関する内規に（所定労働時間の短縮措置等）を定め、所定労働時間の短縮制度を導入しています。

〈夜勤負担の軽減〉

- ・夜勤従事者の増員を図っています。
- ・月の夜勤回数上限を設定しています。なお、やむを得ずその上限を超えた職員に対しては、(夜勤評価賞与)を支給しています。

今年度の具体的な取組内容

- ・有休休暇の取得については、個人の希望や計画的な取得により 10 日以上付与の者は、必ず 5 日以上を取得を実施するとともに、さらなる取得率の向上に努めます。
- ・看護職員の勤務体制については、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資するため勤務割当要領を定め、以後それに基づいた運用を行い、継続的に負担軽減に努めます。
- ・本件については全職員に周知します。